

禁煙外来スタート！！



禁煙外来では、禁煙治療を保険で受けることが可能です

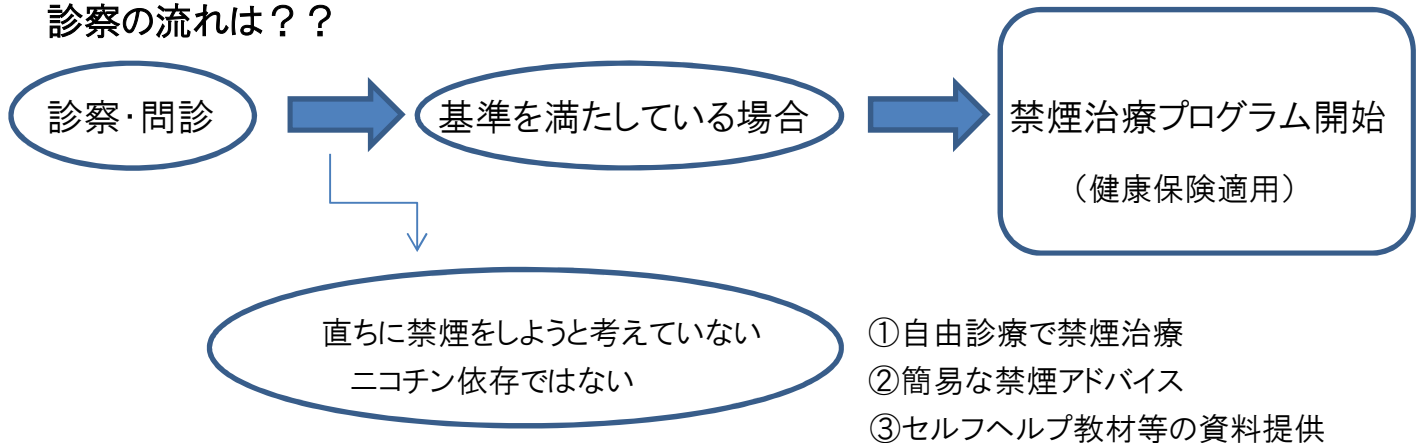


禁煙治療の保険診療には基準が設けられています。この基準をクリアできた患者さまが保険診療で受診することが可能です

基準とは??

ニコチン依存症に関わるスクリーニングテストでニコチン依存症であると診断されたもの
プリンクマン指数(=1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上のもの
直ちに禁煙することを希望しているもの
「禁煙治療のための標準手順書」に沿った禁煙治療について説明を受け、文書により同意しているもの
3か月に5回の診療プログラムに必ず受診できるもの

診察の流れは??



診察は副院長の内科診療日にて受診可能です。
(月:終日/木:午後のみ)
予約制ではありませんので、お気軽に受付へお声掛け下さい。

平成25年9月1日より診療開始

 **青木中央クリニック**